

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年8月6日	大阪観光バス株式会社(法人番号 4122001008485)代表者西村晴成	大阪府東大阪市稲田新町 2丁目5番1号	京都営業所	京都府京都市南区上鳥羽苗代町2番地 レッドボールコート上鳥羽105	警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和6年6月11日、区域拡大を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第7条の2第1項)(2)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(運輸規則第26条第1項)	3	3